

四国運輸局長 殿
香川運輸支局長

一般貨物自動車運送事業の 事業計画変更認可申請書
(特別積合せ貨物運送を除く) 事業計画変更届出書
 施行規則に基づく届出書

変更・届出事項

- | | |
|--|--------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①主たる事務所 | <input type="checkbox"/> ⑧利用運送の業務の範囲 |
| <input checked="" type="checkbox"/> ②営業所 | <input type="checkbox"/> ⑨利用運送の保管施設 |
| <input checked="" type="checkbox"/> ③休憩・睡眠施設 | <input type="checkbox"/> ⑩利用する事業者の概要 |
| <input checked="" type="checkbox"/> ④自動車車庫 | <input type="checkbox"/> ⑪事業の休止 |
| <input type="checkbox"/> ⑤各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数 | <input type="checkbox"/> ⑫事業の廃止 |
| <input type="checkbox"/> ⑥利用運送を行うかどうかの別 | <input type="checkbox"/> ⑬氏名・名称又は住所 |
| <input type="checkbox"/> ⑦利用運送の営業所 | <input type="checkbox"/> ⑭役員 |
| | <input type="checkbox"/> ⑮その他 |

(変更・届出の理由、届出事由の発生の日)

(認可申請を受けたいの理由を明記)

「営業所の老朽化による」「事業規模の拡大」など

・『変更理由』の記載をお忘れなく。
※認可を受ける際の理由として必要になります
ので簡潔にご記載ください。

所 (〒) 760-00△△

番地-5
クウンユ

代表者(役職)代表取締役 (氏名) 四国 太郎

電話番号 087-851-XXXX

代理人

住 所 (〒)

連絡先 (申請者・代理人の別)

(担当者氏名) 香川 二郎

(電話番号) 087-851-XXXX (Fax番号) 087-851-XX△△

(メールアドレス) abc-ZXY@truck.Ox

(官庁使用欄)

受付

(運輸局)

(支局)

変更・届出事項																	
① 主たる事務所	新	名称	本社営業所			郵便番号	760-00△△		電話番号	087-851-XXXX							
		位置	香川県高松市〇〇町3丁目3番地-5														
	旧	名称	本社営業所			郵便番号	762-00〇〇		電話番号	0877-46-□□□□							
		位置	香川県坂出市〇△町1丁目10番地-1														
② 営業所	新	名称	本社営業			郵便番号	760-00△△		電話番号	087-851-XXXX							
		位置	香														
	旧	名称				郵便番号			電話番号								
		位置	香														
③ 休憩・睡眠施設 (本社) 営業所	新	休憩	<ul style="list-style-type: none"> ・『主たる事務所』変更の記載をお忘れなく。 ※本社営業所（主たる事務所）を変更の場合、 主たる事務所の変更も、お忘れなく変更内容を記載ください。 ・休憩睡眠施設、車庫の『収容能力』の記載をお忘れなく。 ※休憩睡眠施設や車庫を変更される場合は、新旧ともに 収容能力の記載をお忘れないう記載ください。 														
		位置	香川県坂出市〇△町1丁目10番地-1														
	旧	休憩															
		位置	香川県坂出市〇△町1丁目10番地-1														
④ 車庫 (本社) 営業所 第1車庫	新	収容能力 (有蓋)	0.00		m ²	(無蓋)	1,576.25		m ²	(合計)	1,576.25		m ²	道路幅員	5.50		m
		位置	香川県高松市〇〇町3丁目3番地-6														
	旧	収容能力 (有蓋)	0.00		m ²	(無蓋)	450.00		m ²	(合計)	450.00		m ²	道路幅員	6.50		m
		位置	香川県坂出市〇△町1丁目10番地-1														
④ 車庫 (本社) 営業所 第2車庫	新	収容能力 (有蓋)			m ²	(無蓋)			m ²	(合計)			m ²	道路幅員			m
		位置															
	旧	収容能力 (有蓋)	532.40		m ²	(無蓋)	480.00		m ²	(合計)	1,012.40		m ²	道路幅員	6.50		m
		位置	香川県坂出市〇△町1丁目10番地-1														
④ 車庫 () 営業所 第3車庫	新	収容能力 (有蓋)			m ²	(無蓋)			m ²	(合計)			m ²	道路幅員			m
		位置															
	旧	収容能力 (有蓋)			m ²	(無蓋)			m ²	(合計)			m ²	道路幅員			m
		位置															
④ 車庫 () 営業所 第4車庫	新	収容能力 (有蓋)			m ²	(無蓋)			m ²	(合計)			m ²	道路幅員			m
		位置															
	旧	収容能力 (有蓋)			m ²	(無蓋)			m ²	(合計)			m ²	道路幅員			m
		位置															
⑤ 各営業所に配置する 事業用自動車の 種別ごとの数	新	別紙2のとおり															
	旧	別紙2のとおり															

※変更に係る項目のみ記載すること

申請車庫に関する確認書

項目	内 容		
申請車庫概要	車庫の所在地	香川県高松市〇〇町3丁目3番地-6	
	収容能力	1,576.25 m ²	
	営業所からの距離	0 km	
	連絡設備の内容	営業所・車庫が隣接している場合を除き、記入ください。	
	付加土地	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> これ以降の欄については、「車庫の前面道路」や「出入り口周辺」について該当する箇所に○印等を記入ください。 </div> 8 m ² ・ 睡眠 8 m ² ・ その他 所有 ・ 借入	
道路の状況	道路状況	車庫の前面道路	車庫からのオープン道路までの道路（最小の幅員部分）
	道路の種類別	国道・ 県道 ・市町村道・私道	国道・県道・市町村道・私道
	道路の幅員	6 m 舗装 有 ・無	m 舗装 有・無
	歩道の有無	有・ 無	有・無
	交通量極小の指定の有無	有・ 無	有・無
	駅前繁華街等歩行者の多い指定の有無	有・ 無	有・無
	一方通行指定の有無	有・ 無	有・無
	300m以内の区間に待避所の有無	有・ 無	有・無
車庫出入口	5m以内に	横断歩道 ・ 横断歩道橋の昇降口	有・ 無
	20m以内に	公園・小学校・幼稚園・その他これに類するもの	有・ 無
	車庫を他のものと併用することの有無		有・ 無
	洗車設備の有無		有 ・無
	困障の有無		有 ・無
	交通安全上支障の有無		有・ 無

『洗車設備の有無』について車庫の認可を受ける際は必ず洗車設備が必要となります。

この申請車庫に関し上記のとおり相違ないことを確認します。

令和〇年△□月××日

名 称 株式会社香川トラック運輸
 代表者氏名 代表取締役 四国 太郎

営業所・休憩睡眠施設・車庫

平面図

事業者番号	
事業者名	株式会社香川トラック運輸

所属営業所名	位置		
本社営業所	営業所・休憩睡眠施設：香川県高松市〇〇町3丁目3番地-5 自動車車庫：香川県高松市〇〇町3丁目3番地-6		
収容能力	有蓋	無蓋	合計
	600.00 m ²	976.25 m ²	1,576.25 m ²

『有蓋 (ゆうがい) 』
屋根のある駐車場の面積

『無蓋 (むがい) 』
屋根がない駐車場の面積

有蓋部分
面積
30m² × 20m² = 600m²

事務所
10m × 14m = 140m²

休憩室
4m × 4m = 16m²

無蓋部分
面積
27.5m² × 35.5m² = 976.25m²

洗車設備

前面道路
← 6m →

『洗車設備』場所の記載
車庫の認可を受ける際は必ず洗車設備について記載ください。

小数点第二位まで計算のうえ、記載ください

- (注) 1. 方位、縮尺、車庫に接する道路の幅員、車庫の出入口を明記すること。
 2. 有蓋の部分は朱書すること。
 3. 寸法の単位はメートルとする。
 4. 車庫配置平面図に使用するとき、各車両を明記すること。

道路幅員証明願

令和 年 月 日

(道路管理者等)

車庫前面道路が国道以外の道路であれば、提出が必要となります。道路管理者（県道なら県の土木事務所）に請求ください。

申請者 住所 香川県高松市〇〇町3丁目3番地-5
氏名 株式会社香川トラック運輸
代表取締役 四国 太郎
るので証明願います。

記

自動車車庫の位置	香川県高松市〇〇町3丁目3番地-6	
出入路	路線名	
	区 間	
道路の幅員		
車両制限令第5条又は第6条に定め		
市街地区域内の道路	一般市街地道路	通常の道路 (第5条第2項) <input type="checkbox"/>
		市街地区域内極少指定道路又は一方通行とされている道路 (第5条第1項) <input type="checkbox"/>
	歩行者が多くて、歩道のない駅前、繁華街道路	通常の道路 (第5条第3項後段) <input type="checkbox"/>
		市街地区域内極少指定道路又は一方通行とされている道路 (第5条第3項前段) <input type="checkbox"/>
市街地区域外の道路	通常の道路 (第6条第2項) <input type="checkbox"/>	
	一方通行とされている道路又はその道路におおむね300メートル以内の区間ごとに待避所のある道路 (第6条第1項) <input type="checkbox"/>	
	市街地区域外極少指定道路 (第6条第1項) <input type="checkbox"/>	

これ以降の欄については、提出先である道路管理者が記入するため空欄とします。

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

(道路管理者等)

市 町 記 入 欄

用途地域証明願

市町役場で請求して下さい。
(付近見取図を申請書を添付ください。)

令和 年 月 日

高松市長 殿

申請者 住所 香川県高松市〇〇町3丁目3番地-5

氏名 株式会社香川トラック運輸
代表取締役 四国 太郎 印

下記事項について、四国運輸局へ提出する必要があるので証明願います。

記

- 営業所 位置 香川県高松市〇〇町3丁目3番地-5
 休憩睡眠施設 の
 自動車車庫 地番

都市計画法第5条、第7条及び第8条に 証明を願う位置住所を記載ください。

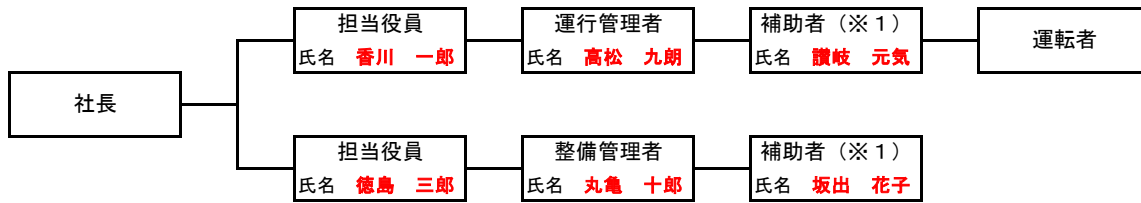
1. 都市計画区域
 - A 市街化区域
 - (1) 第一種低層住居専用地域
 - (2) 第二種低層住居専用地域
 - (3) 第一種中高層住居専用地域
 - (4) 第二種中高層住居専用地域
 - (5) 第一種住居地域
 - (6) 第二種住居地域
 - (7) 準住居地域
 - (8) 近隣商業地域
 - (9) 商業地域
 - (10) 準工業地域
 - (11) 工業地域
 - (12) 工業専用地域
 - B 市街化調整区域
 - C 該当なし
2. 都市計画区域外

令和 年 月 日

市 町 受 付 印

事業用自動車の運行管理及び整備管理の体制

1. 運行管理及び整備管理の体制



担当常勤役員等	2人	法令試験受験予定者の氏名
運行管理者	1人	<input checked="" type="checkbox"/> 確保済み (四香貨物第〇〇×号) (※2) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定) ・勤務時間 (時 分 ~ 時 分) } (※3) ・休日 (日/月)
運行管理補助者 (※1)	1人	<input type="checkbox"/> 確保済み () (※4) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
整備管理者	1人	<input checked="" type="checkbox"/> 確保済み () (※2) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
整備管理補助者 (※1)	1人	<input type="checkbox"/> 確保済み <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
常時選任運転者	6人	(別紙のとおり)
その他従業員	人	

(※1) 補助者を選任するときは記載する。(※2) 者が2人以上いる場合は統括運行管理者について(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場記載する。

※営業所を新設される場合や車庫を拡張される際には忘れずに記載ください。

運行管理は(※第31条その旨を

- アルコール検知器の配備計画
設置型 : 1 台 ・ 携行型 : 5 台
- 日常点検計画
日常点検場所 : 車庫 ・ 日常点検の実施者 : 整備管理者
- 営業所と車庫間の距離 (※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。)
0.5 km
- 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法
連絡方法 : _____

点呼実施場所が車庫の場合 (※併設されていない場合のみ記入)

- ・ 営業所と車庫間の運行管理者 (補助者) の移動手段及び所要時分
移動手段 : _____
所要時分 : _____ 分
- ・ 車庫における運行管理者 (補助者) の駐在時間
出庫時 (_____ 時から _____ 時まで)
帰庫時 (_____ 時から _____ 時まで)

点呼実施場所が営業所の場合 (※併設されていない場合のみ記入)

- ・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分
移動手段 : 徒歩
所要時分 : 2 分

2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※6）及び事故処理等の体制

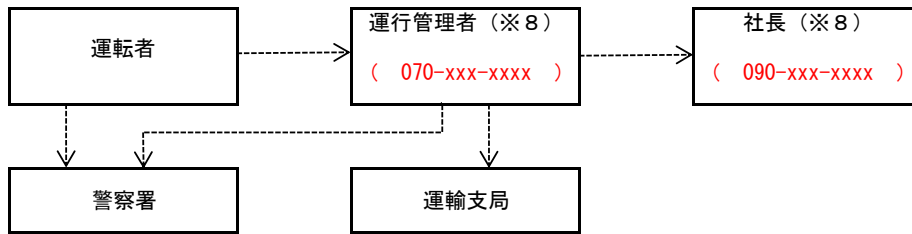
○ 事故防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有（実施時期（※7）； 1 箇月以内） ・ 無
- ・ 特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無
 有 ・ 該当無し

○ 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有（実施時期（※7）； 1 箇月以内） ・ 無
- ・ 積載量確認方法
 計量器による ・ 運送依頼票による

○ 事故処理連絡体制



（※6） 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 ・ 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」（平成13年8月 国土交通省告示 第1366号）

（※7） 新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた後、研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

（※8） （ ）内に連絡先の電話番号を記載する。

【忘れずに記載ください】
 ・ 事故処理時の連絡体制
 ・ 苦情処理への責任者・対応者
 ・ 適用する運送約款

○ 苦情処理体制
 苦情処理責任者

氏名： 四

苦情処理担当者

氏名： 高松 元朗 （役職等： 運行管理者）

○ 適用する運送約款

- ①運輸省告示第575号（平成2年11月22日）による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- ②運輸省告示第577号（平成2年11月22日）による標準引越運送約款を適用する。
- ③国土交通省告示第1047号（平成18年8月31日）による標準壺きゆう運送約款を適用する。
- ④上記以外の運送約款を適用する。

※適用する運送約款の口欄に✓印を入れてください。

- ・ 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

確保人員 : 4 人

・ 確保予定人員 : 2 人

- ・ 国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画 (労使協定の締結予定の有無 有・無)

運転者氏名又は 確保予定年月日	1箇月当りの 拘束時間	1日当りの拘束時間		1箇月当り の乗務日 数	運転時間			休息期間 勤務と勤 務の間
		最大	平均		2日平均 1日当り	2週平均 1週当り	連続運転	
讃岐 八郎	320 時間	16 時間	13 時間	20 日	9 時間	44 時間	4 時間	8 時間
〇〇年××月入社予定	320 時間	16 時間	13 時間	〇 日	9 時間	44 時間	4 時間	8 時間
阿波 一太郎	293 時間	12 時間	10 時間	〇 日	〇 時間	〇 時間	〇 時間	〇 時間
伊予 二太郎	293 時間	12 時間	10 時間	〇 日	〇 時間	〇 時間	〇 時間	〇 時間
土佐 三太郎	280 時間	9 時間	9 時間	〇 日	〇 時間	〇 時間	〇 時間	〇 時間
〇〇年△月入社予定	280 時間	9 時間	9 時間	〇 日	〇 時間	〇 時間	〇 時間	〇 時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間

※営業所を新設される際は忘れずに記載ください。
【必要記載事項】

- ※ 「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。
- ※ 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、1箇月あたりの拘束時間の長い者上位10名を記載する。

様式例1(②、③、④、⑦の場合)

四国運輸局長 殿
香川運輸支局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち、営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

- ・ 宣誓内容を十分に確認ください。
- ・ 宣誓内容に虚偽が確認された場合、認可が取り消されることがありますのでご注意ください。

令和

住 所

香川県高松市〇〇町3丁目3番地-5

氏名又は名称 株式会社 香川トラック運輸

代 表 者 代表取締役 四国 太郎

四国運輸局長 殿
香川運輸支局長 殿

宣誓書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。
なお、宣誓日以降処分日までの間に宣誓した内容と相違することとなった場合には、直ちに報告いたします。

- 1 申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。)又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長(運輸監理部長を含む。)から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。)ではないこと。
- 2 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所(営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所)に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと(当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。)
- 3 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。
- 4 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること(特別な事情がある場合を除く。)
- 5 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。

6 加役確
と運送の
する旨が明

・ 宣誓内容を十分に確認され、代表取締役を含む 役員全員の氏名及び役職の記載をお願いします。

・ 宣誓内容に虚偽が確認された場合、認可が取り消されることがありますのでご注意ください。

-5

(法人)

氏名又は名称 **株式会社 香川トランス運輸**

代 表 者 **代表取締役 四国 太郎**

(役員) 役職 **代表取締役** 氏名 **四国 太郎**

(役員) 役職 **専務取締役** 氏名 **香川 一郎**

(役員) 役職 **取締役部長** 氏名 **徳島 三郎**

(役員) 役職 **監査役** 氏名 **愛媛 四郎**

(役員) 役職 **監査役** 氏名 **高知 五郎**